

2013 年度海外制度調査

# フィリピンにおける 化粧品の輸入制度

2014年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス情報サービス課

マニラ事務所

## 目次

I. 輸入・販売許可の手続き .....	1
1. 営業許可の取得.....	1
2. 化粧品通知書の取得.....	7
3. その他の留意事項.....	10
II. 化粧品原料規定 .....	11
III. 製品表示基準 .....	13
IV. 関税及び諸税 .....	15
1. 関税率.....	15
2. 販売時に賦課される内国税.....	15
V. 問い合わせ先リスト .....	16

### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

## I. 輸入・販売許可の手続き

フィリピンに化粧品を輸出する際の手続きの流れは、①輸入業者または流通業者による「営業許可」の取得、②「化粧品通知書」の申請・発給（従来の製品登録に代わるもの）となっている。

### 1. 営業許可の取得

2005年保健省行政命令（Administrative Order）第25号、共和国法（Republic Act）第9,711号により、化粧品の輸入や流通に従事しようとする輸入業者、流通業者は、事業を開始する前に、保健省食品薬品管理局（Food and Drug Administration: FDA, Department of Health）から営業許可（License to Operate: LTO）を取得することが義務付けられている。営業許可の申請に必要な書類や要件は以下のとおりである。

#### <申請書類>

##### (1) 共通必要書類

- A. オーナー、会社発起人、権限のある代表者による申請書と Petition Form（Integrated Application Form の1ページ目と2ページ目）
- ・ 2 x 2 インチの写真を貼付し、公証されたもの。
  - ・ 権限のある代表者の場合は、会社秘書役（Corporate Secretary）の証書または特定委任状（Special Power of Attorney）を添付する。
  - ・ なお、輸入業者または流通業者として事業を行うには薬剤師の雇用が必須となっており、申請書に薬剤師の氏名および国家資格の証明証番号と発行日を記入する必要がある。
- B. 共同宣誓供述書（Joint Affidavit of Undertaking）、薬剤師の2 x 2 インチの写真を貼付し、公証されたもの。
- C. 登録薬剤師関係書類
- ・ 国家試験合格証明書（Board Certificate）専門職規制委員会（PRC）発行の身分証明書（ID）署名済の職務及び責務（Duties and Responsibilities）文書
  - ・ 事業認可に関する FDA 主催セミナーへの出席証明書または出席誓約書（未出席の場合）
  - ・ 薬剤師許可証（Pharmacist's Clearance）

#### D. 事業登記証明書類

- ・ 個人事業主の場合、貿易産業省 (DTI) への事業名登録証明書 (Certificate of Business Name Registration)
- ・ 株式会社及びパートナーシップの場合、証券取引委員会 (SEC) への登録証明書、基本定款 (Articles of Incorporation)、その他の関連書類
- ・ 事業名 (Business Name) が会社名と異なる場合、証券取引委員会 (SEC) の登録証明書には、” Doing Business under the name and style of 「事業所名」 ” と記されていないなければならない。
- ・ 協同組合の場合、協同組合開発庁 (CDA) の証明書
- ・ 事業名と住所が貿易産業省 (DTI) や証券取引委員会 (SEC) に登録された名称や住所と異なる場合は、市長が発行する営業許可証 (Mayor’ s Business Permit) またはバランガイ (フィリピンの自治行政区分) が発行するバランガイ営業許可証 (Barangay Business Permit)

#### E. 事務所賃貸に関する書類

- ・ リース、サブリース契約書
- ・ 事務所を所有する場合は、所有権移転証明書 (Transfer Certificate of Title)
- ・ 公証済み入居証明書 (所有者が会社発起人の場合)
- ・ 住宅地や住宅用 Condominium 内に立地している場合、住宅所有者組合 (Homeowner’ s Association) による許可証
- ・ フロアプラン、近隣地図、看板の入った写真

#### (2) 事業区分別の必要書類 ((1) 共通必要書類に加えて必要な書類)

輸入業者の場合は、上記に加え、以下の書類が必要となる。

- A. 原材料名、製造者名、サプライヤー、トレーダー名、原産国を明記した販売製品リスト
- B. 安全性データシート (Safety Data Sheet, SDS) (原材料供給者向け)
- C. 倉庫賃貸に関する書類
  - ・ リース、サブリース契約書
  - ・ 事務所を所有する場合は、所有権移転証明書 (Transfer Certificate of Title)
  - ・ 公証済み入居証明書 (所有者が会社発起人の場合)
  - ・ 住宅地や住宅用 Condominium 内に立地している場合、住宅所有者組合 (Homeowner’ s Association) による許可証
  - ・ 公証済み倉庫契約書 (Warehousing Agreement) (ロジスティクス事業者) (倉

庫の場合)

- ・ フロアプラン、近隣地図、看板の入った写真
- D. サプライヤーからの外国代理店契約書 (Foreign Agency Agreement) (各国のフィリピン領事館による認証済であること)
- E. サプライヤーが製造業者でない場合の追加書類
  - ・ 海外の出荷元と製造業者の間の供給契約書
  - ・ 各国のフィリピン大使館の認証を得た 3 者間契約書
- F. 輸出国の政府機関または認定機関が発行する製造事業者の GMP 証明書、または GMP 準拠自己宣言書 (ASEAN, WHO, ECC/EU, COLIPA)、または自由販売証明書 (CFS)
- G. 原材料 (Raw Material) の場合、GMP 証明書の代わりに ISO、事業ライセンス、製造事業者ライセンスの提出でも可。

### (3) 申請書 (Integrated Application Form) の入手

(1) A. の申請書および必要書類チェックリストは以下からダウンロードできる。ダウンロードできない場合は pair@fda.gov.ph へメールで申請書の送付を求める。

申請書 : Integrated Application Form

<http://www.fda.gov.ph/industry-corner/downloadables>

必要書類チェックリスト (Cosmetic Establishment Licensing Requirements)

<http://www.fda.gov.ph/attachments/article/15751/FC2013-002.pdf>

#### < 申請書類提出の流れ >

- (1) pair@fda.gov.ph に申請書類提出日予約依頼の E メールを送る。
  - ・ 申請者による提出日の指定はできない。
  - ・ 本メールに申請書類を添付する必要はない。
  - ・ メール 1 通あたり 10 申請まで依頼可能。
- (2) FDA から申請書類提出日の通知が E メールで届く。
  - ・ (1) の E メールを出してから 2 営業日以内に書類提出日が Document Tracking Log (DTL) とともに送られてくる。DTL に予約番号 (RSN) が記載されている。
  - ・ 通常、(1) を受領してから 10 営業日以内の日程がスケジューリングされる。

(3) 申請料を Land Bank もしくは FDA 本部の窓口にて支払う。

A. Land Bank での支払いの場合

- ・ 申請料支払い時の提出書類として、OnColl Payment Slip と共に (2) で送られてくる DTL コピーと申請書のコピーが必要。
- ・ 領収書の代わりに OnColl Payment Slip とアセスメントフォームが返却される。
- ・ 支払いの証明として OnColl Payment Slip のスキャンコピーを [accounting@fda.gov.ph](mailto:accounting@fda.gov.ph) へ送付する。

B. FDA 本部窓口で支払いの場合

- ・ 申請料支払い時の提出書類として、OnColl Payment Slip と共に (2) で送られてくる DTL コピーと申請書のコピーが必要。
- ・ 領収書が発行される。この領収書は後の書類提出時に提示が必要。
- ・ FDA 本部窓口で支払いが可能となるのは、FDA から指定された申請書類提出日のみ。それ以外は Land Bank で支払いのこと。

(4) 申請書類（公証済み申請書を含む）のソフトコピーを USB に保存する。

A. <申請書類> (1) 共通必要書類と (2) 事業区分別の必要書類を FDA 指定の形式で USB に保存する。紙の書類（原本）は FDA の要請があればすぐに提出できるようにしておく。

B. データ形式、保存方法は FDA の指定するものとする。

PDF：書類のスキャンコピー

Word 97-2003：製品一覧などのリスト

PNG：フロアプランなどのイメージファイル

申請書類一式は FDA から発行された DTL 番号を付けたフォルダに保存する。共通書類または事業区分別の必要書類のうち、証明書などのスキャンコピーはまとめて書類ごとに独立したファイルで保存し、それぞれに英語で名前を付けること（例を参照）。一度に複数申請する場合は、申請ごと（DTL 番号ごと）にフォルダを分けること。

例：自由販売証明書のスキャンコピーは PDF 形式で保存し、“Certificate of Free Sale” と名前を付ける。

(5) 指定された日にデータを保存した USB と共に以下の書類を FDA の Central Receiving 窓口へ提出する。申請後のフォローアップは [pair@fda.gov.ph](mailto:pair@fda.gov.ph) に RSN とともに送る。

- ・ DTL コピー2部
- ・ 公証済み申請書 (Application Form と Petition Form) 2部
- ・ 支払い証明書原本 (領収書または OnColl Payment Slip)
- ・ 商品サンプル (医薬品、サプリメント、殺鼠剤、殺虫剤などの場合)

(6) 備考

- A. 申請時は、USB と共に提出する書類以外、原本を持参する必要はない。
- B. 書類が不完全な場合は受理されない。
- C. 申請が却下された場合、または所有者の変更、合併や買収などの場合、登録内容の変更を申請し営業許可を再発行する場合は、発行済の営業許可の原本を返却する。
- C. 削除・修正液利用箇所のある申請書及び共同宣誓供述書は受理されない。

<認可手数料 (2001 年 BFAD 行政命令第 50 号の定めによる) >

(1) 初回

1 年間有効 : 3,000 ペソ + 1% のリーガルリサーチ料 合計 3,030 ペソ

(2) 2 年目以降の更新時

6,000 ペソ + 1% のリーガルリサーチ料 合計 6,060 ペソ (2 年間有効)

※更新は期限が切れる 3 カ月前までに行う必要がある。

<検査>

(1) 検査の概要

FDA は、申請書類を受け付けてから、輸入業者や流通業者の事業所や倉庫への立ち入り検査を実施している。書類審査および発給条件の 1 つとされているセミナーを受講し、立ち入り検査に合格して初めて営業許可が発給される。

営業許可は申請から発給まで 2 週間から 2 カ月程度かかる。許可が下りると、FDA のウェブサイトには許可が下りた事業者の一覧が掲載される (事業者氏名、営業許可番号、住所、発行日、有効期限)。

ここで注意すべきは、申請者 (輸入業者または流通業者) は、国家資格を有する薬剤師を直接雇い、申請時およびその後も継続して、実際に事業に従事している間、その薬剤師に常時、製品を管理させる必要があるということである。

FDA は毎年 1 回、営業許可を発行した事業所に立ち入り検査を実施しており、都度、薬剤師が検査に立ち会わなければならないとされている。

この立ち入り検査は毎年不定期に行われるが、業界関係者によれば、実情とし

て、薬剤師と不定期のサービス契約を結び、必要な場合にのみ、薬剤師を事業所に配置するという方法で立ち入り検査に対応している業者も多いという。

## (2) 検査の注意事項

検査の際は、下記を提示しなければならない・

- A. 共和国法第 9,711 号、共和国法第 3,720 号、共和国法第 5,921 号、共和国法第 7,394 号の写し
- B. アセアン化粧品指令 (ASEAN Cosmetic Directive : ACD) と ACD 成分リストの写し
- C. ロット台帳 (Batch Distribution Record Book。ロット番号、消費期限、卸先等を記したもの)
- D. 標準運用手順 1) 製品クレーム対応、2) 製品リコール対応、3) 不良品や返品対応、4) 適正流通規範 (Good Distribution Practice)、5) 適性保管規範 (Good Storage Practice)、7) 使用期限切れ及び品質劣化商品の適切な処分



## 2. 化粧品通知書の取得

営業許可の取得後、保健省食品薬品管理局（FDA）から化粧品通知書（Notification of Cosmetic Product）の発給を受ける必要がある。化粧品通知書はフィリピン側の責任者（輸入業者または流通業者）が申請する。化粧品通知書申請の流れおよび必要な提出書類は以下のとおりである。

### <申請書類>

#### (1) アセアン化粧品指令（ASEAN Cosmetic Directive：ACD）製品情報申告様式（ACD Notification of Cosmetic Product）

書式の記載事項は以下のとおり。事前にアセアン化粧品成分リストの Annex II～VII に記載されている使用禁止成分を確認する必要がある。

- ・ ブランド名
- ・ 商品名
- ・ 一商品に複数種類がある場合のリスト（色、サイズ等）
- ・ 商品タイプ（選択式）
- ・ 用途
- ・ 商品の種類（選択式）
- ・ 製造者名・住所・電話/Fax 番号
- ・ 組立製造者名・住所・電話/Fax 番号
- ・ フィリピン市場で当該商品を販売する際の責任事業者の名前・住所・電話/Fax 番号・事業者登録番号/営業許可番号・代表者氏名・職位
- ・ 輸入業者の名前・住所・電話/Fax 番号
- ・ 商品成分リストー成分名および割合（%）

製品情報申告様式（ACD Notification of Cosmetic Product）

[http://www.fda.gov.ph/attachments/article/15924/ACD\\_Form.pdf](http://www.fda.gov.ph/attachments/article/15924/ACD_Form.pdf)

アセアン化粧品成分リスト

<http://www.fda.gov.ph/industry-corner/downloadables/197-asean-cosmetic-harmonization/15926-asean-ingredient-listing>

#### (2) 成分一覧リスト（所定の様式に記載）

以下から所定の様式のダウンロードが可能である。

<http://www.fda.gov.ph/industry-corner/downloadables/197-asean-cosmetic-harmonization>

### <申請書類記載字の留意事項>

- ・ 書類はすべて大文字で記入すること。
- ・ ダウンロードした書式はファイル名を変更しないこと。ファイル名を変更した場合、申請が却下されることがある。
- ・ 日付を記入する場合は、dd MM yyyy（例：03 March 2013）の順で記載すること。
- ・ Eメール送信時の件名は「Product Name」とすること。
- ・ Eメール本文には以下を記載すること。

Product Name :

No. of Variants :

Packaging Type/s and Packaging Size/s :

No. of Year/s Applied :

LTO :

- ・ “ACD\_Form.pdf”（上記（1））および “Ingredient.csv”（上記（2））を添付すること。
- ・ Eメール1通につき1申請書（1商品）のみ（複数商品ある場合は商品毎に申請）。
- ・ 1社が1日に申請（Eメール送付）できるのは最大10申請（10商品）まで。

### <申請書類提出の流れ>

(1) 申請書類を [aseannotation@fda.gov.ph](mailto:aseannotation@fda.gov.ph) に提出。

(2) 食品薬品管理局から申請者へ「評価フォーム (Assessment Form)」のEメールを送付。

- ・ 月曜～金曜の8時～15時に受信された申請の場合は同日中、15時以降もしくは祝祭日に受信された場合は翌営業日に送付される。
- ・ 請求書も同時に送付される。

(3) 支払い

- ・ 申請料は510ペソ+複数種類（色、香り、サイズ等）がある場合は1種類につきプラス100ペソ、6種類以上の場合は1種類につきプラス50ペソ。
- ・ 指定銀行（Land Bankの「ONCOLL FACILITY」スリップに記載し窓口で支払い）もしくは食品薬品管理局窓口（メインビルのRoom101、木曜日および金曜日のみ、受け付けは16時まで）で支払いを行う。
- ・ 銀行での支払いの場合は払い込みスリップを [accounting@fda.gov.ph](mailto:accounting@fda.gov.ph) にEメール送付する。なお銀行での支払いの場合、一取引あたり40ペソの手数料が

かかる。

- ・ 食品薬品管理局窓口での支払いの場合は領収書 (Official Receipt : OR) を aseannotification@fda.gov.ph に E メールで送付する。

#### (4) 許可・発行

- ・ 支払い済証憑の E メールを送付後、5 営業日以内に許可通知が E メール送信される。

#### < 検査 >

化粧品通知書の発給はあくまで製品の通知受領であって、当該製品がアセアン共通化粧品規制スキームを遵守しているかどうかは、食品薬品管理局の担当官が行う抜き打ち検査、いわゆる市場販売後査察 (Post-Marketing Surveillance) によってモニターされる。そのため、事業所では同査察に備え、製品に関する情報 (Product Information File : PIF、商品名、成分、効用等をリスト化したもの) を用意しておき、薬剤師も配置するなど準備をしておかなければならない。

なお、製品情報ファイルに関するガイドラインは以下を参照。

[http://www.fda.gov.ph/attachments/category/197/Guidelines\\_Product%20Information%20File.pdf](http://www.fda.gov.ph/attachments/category/197/Guidelines_Product%20Information%20File.pdf)

### 3. その他の留意事項

フィリピンに向け貨物を輸出する際に必要な船積書類としては以下がある。

- ・ 商業送り状 3通（領事手続）
- ・ 船荷証券 1通
- ・ パッキング・リスト
- ・ 原産地証明書（輸入取引銀行の要求がある場合）
- ・ 特定の輸出品目については特別な証明書類等が必要

当該輸入業者が、過去に通関に関する問題を起こしておらず、相応の輸入実績を有する場合は、税関で「スーパー・グリーン・レーン」と呼ばれる、書類審査や立ち入り検査を伴わない迅速な通関手続きを受けることができる。

また、電子通関申請などの手続きのIT化によって、従来に比べて通関手続きが迅速化されている。

しかし、フィクサーやブローカーなどと呼ばれる仲介業者も以前、暗躍しており、トラブルの原因となることが多い。食品薬品管理局（FDA）における営業許可や化粧品通知書などの輸入手続きについてもフィクサーが関与していると言われ、フィクサーのコネクションにより手続きが迅速になる反面、トラブルに巻き込まれるケースもあるので十分に注意を要する。

## II. 化粧品原料規定

使用が認可されている化粧品の原料リストや使用が制限されている原料の規格リストについても「アセアン共通化粧品規制スキーム」に準じている。これらは食品薬品管理局（FDA）のウェブサイトに掲載されている。

アセアン原料リスト（ASEAN Ingredient Listing）

<http://www.fda.gov.ph/industry-corner/downloadables/197-asean-cosmetic-harmonization/15926-asean-ingredient-listing>

アセアン原料リスト（ASEAN Ingredient Listing）

Annex II: Part 1	化粧品の原料を構成することが認められていない物質リスト（List of substances which must not form part of the composition of cosmetic products）	アミノフィリン、メチレンクロライド、メトトレサキート、抗生物質等（1,376種類）
Annex III: Part 1	List of substances that cosmetic products must not contain except subject to restrictions and condition laid down （制限や条件付きで使用が認められる物質リスト）	
Annex III: Part 2	List of substances provisionally allowed （暫定的に使用が認められている物質リスト）	2014年1月現在、使用期限が設定されたものはなし。
Annex IV: Part 1	List of coloring agents allowed for use in cosmetic products （化粧品への使用が認められている着色成分リスト）	
Annex IV: Part 2	List of coloring agents provisionally allowed for use in cosmetic products (1) （化粧品への使用が認められている着色成分リスト-①）	
Annex V	List of excluded from the scope of the Directive （アセアン規格指令の対象から外れた物質リスト）	

Annex VI	List of preservatives allowed for use in cosmetic products (化粧品への使用が認められる保存成分リスト)	
Annex VII	List of UV filters which cosmetic products may contain (化粧品に含まれることが認められる日焼け止め成分のリスト)	
	ASEAN Microbial Limit (アセアン微生物限度量)(2007年6月合意)	微生物含有量 ・ 3歳以下向け、 眼・粘膜に適用される商品： 500cfu/g以下 ・ それ以外の商品： 1,000cfu/g以下
	ASEAN Heavy Metal Limit (アセアン重金属限度量)(2007年12月合意)	水銀 1ppm 鉛 20ppm ヒ素 5ppm

### III. 製品表示基準

製品のラベル表示義務も、アセアン共通化粧品規制スキームが適用されている。2007年9月4日付けの同規制スキーム合意に付録されている付録規則第2部「アセアン化粧品表示義務規則」(Appendix II ASEAN Cosmetic Labeling Requirements)において以下の規則がある。

1. 二重以上の多重包装の場合には最も外側のパッケージに、一重包装の場合はその外側に以下を表示する。
  - (1) 化粧品の名称。製品の提示から明らかでない場合にはその機能。
  - (2) 製品名。製品の提示から明らかでない場合には使用方法。
  - (3) 完全原料リスト
    - ・ 製造過程で加えた時点での重量の重い順に記載する。
    - ・ 全体の1%未満の原料については、1%以上の原料の後に順不同で記載可。
    - ・ 着色料も記載の順は問わない。
    - ・ 香料と芳香剤の構成物質および同原料は「香料 (perfume)」か「フレーバー (flavor)」のいずれかで表示する。
  - (4) 原産国
  - (5) 国内市場での販売会社、または販売する個人名
  - (6) メートル法かヤード・ポンド法で表した容量または重量
  - (7) 製品のロット番号
  - (8) 製造日または使用有効期限 (消費期限)
  - (9) 製品に関する事項もしくは使用上の注意事項
2. ただし、上記情報が製品の形状やラベルの限度により十分表記できない場合は、最低でも製品の名称と製造ロット番号のみ直接包装に表示し、それ以外の情報はチラシやパンフレット、表示パネルなどに記載してもよいとされている。
3. これらの表示は消費者が識別しやすいように表示しなければならない。
4. これらの情報は英語かフィリピン語 (または地方語) のいずれかで表示する、あるいはその両方で表記されなければならない。
5. なお、化粧品原料の成分表記方法に関しては、以下の機関・参考文献の表記方法に従う必要がある。

- International Cosmetic Ingredient Dictionary
- British Pharmacopeia
- United States Pharmacopeia
- Chemical Abstract Services (CAS)



## IV. 関税及び諸税

### 1. 関税率

フィリピンと日本の間では日比経済連携協定（JPEPA）が締結されており、化粧品  
品の関税も他のほぼ全ての物品と同様、2018年までに関税が無税となる予定であ  
る。JPEPAによる2014年～2018年までの関税撤廃スケジュールは以下のとおりで  
ある。

#### JPEPA 適用関税率

アセアン共通 関税コード (AHTN)	品名	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
3304	美容用、メイクアップ 用または皮膚の手入れ 用製品及びマニキュア 用またはペディキュア 用製品	3%	2%	1%	1%	0%
3305	頭用製品（シャンプー 等）	4%	3%	2%	1%	0%
3401	石鹼	4%	3%	2%	1%	0%

### 2. 販売時に賦課される内国税

フィリピン国内で販売される商品については、輸入品の課税標準価格＋関税額  
の合計額に対して付加価値税（Value Added Tax：VAT）12%が課税される。

税率に関する詳細は内国歳入局（Bureau of Internal Revenue：BIR）のウェブ  
サイト（<http://www.bir.gov.ph>）を参照されたい。

## V. 問い合わせ先リスト

### <管轄機関及び官庁>

#### 1. 保健省食品薬品管理局 (Food and Drug Administration : FDA, Department of Health)

住所 : Civic Drive, Filinvest Corporation City, Alabang, Muntinlupa City

TEL : +63-2-809-4390

規制 1 課 (内線 : 1311、1331)

製品サービス課化粧品担当 (内線 : 8113、8114)

Web : <http://fda.gov.ph>

#### 2. 貿易産業省輸入課 (Bureau of Import Services, Department of Trade and Industry : DTI)

住所 : 3F Tara Bldg., 389 Sen. Gil Puyat Ave., Makati City

TEL : +63-2-896-4430

Web : <http://www.dti.gov.ph>

#### 3. 科学技術省 (Department of Science and Technology : DOST)

DOST bldg., Gen. Santos Ave., Bicutan, Taguig, Metro Manila

TEL : +63-2-837-2071~82

Web : <http://www.dost.gov.ph>

### <業界団体>

#### 1. アセアン化粧品協会 (ASEAN Cosmetic Association)

住所 : Room 203 Megastate Bldg., 737 G Araneta Avenue, corner Agno Extension,  
Quezon City

TEL : +63-2-743-5825

Web : <http://www.aseancosmetics.org/>

#### 2. フィリピン化粧品産業会議所 (Chamber of Cosmetic Industry of the Philippines : CCIP)

住所 : Room 203, Mega State bldg., 737 G. Araneta Ave., cor. Agno Extension,  
Quezon City

TEL : +63-2-353-8458

Web : <http://www.cciphilippines.com>

**3. フィリピン化粧品科学学会 (Philippine Society for Cosmetic Science:PSCS)**

住所：2/F Matrinco bldg., 2178 Pasong Tamo Street, Makati City

TEL：+63-2-815-1387

Web：<http://www.pscs.org.ph/>

フィリピンにおける化粧品の入制度

2014年3月作成

---

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

---

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.